

西晋武帝と伯父・司馬師

小池, 直子
お茶の水女子大学

<https://doi.org/10.15017/1657869>

出版情報：九州大学東洋史論集. 43, pp.1-34, 2015-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

西晋武帝と伯父・司馬師

小池 直子

はじめに

咸熙二(二六五)年八月、父・司馬昭のあとを襲ぎ晋王となつた司馬炎は、同年一二月、魏帝の禪讓をうけて晋朝をひらいた。赫々たる武勲をあげることも、優れた政治手腕を発揮することもないままに、司馬炎が西晋の初代皇帝となりえたのは、ひとえに祖父(司馬懿)、伯父(司馬師)、父(司馬昭)の営々たる努力の賜である。したがって、西晋の實質的な開祖は司馬懿であると説かれるのも、無理からぬところである^①。王朝成立の翌日には、さつそく司馬懿・司馬師・司馬昭に、それぞれ宣帝・景帝・文帝という諡号が追贈された。追尊の対象が亡祖父・亡父にとどまらず亡き伯父にまで及ぶことは珍しいが、これも理由があつた。司馬懿の地位は嫡子の司馬師に継承されたが^②、司馬師の急逝(二五五年)にともない、弟の司馬昭が兄の地位を継いだためである。つまり西晋の帝統には、司馬懿と司馬師、司馬昭と司馬炎(武帝)という二系統の父子継承が存在し、司馬師・司馬昭兄弟間の政權委讓がこの二つの系統を繋いでいたものとみなすことができる。

この兄弟間の政權委讓に注目したのが、仇鹿鳴氏である^③。仇氏は、司馬師の功績が世評にまさるものであつたことを証した上で、司馬師急逝という切迫した状況のなか、弟の司馬昭が政權を掌握したという事実に着目した。そもそも

司馬懿から司馬師へと委譲された権力は、司馬師の継嗣となった司馬攸（武帝の実弟）に渡されてこそ正当な継承といえるはずであった。これを違えて、司馬師から司馬昭、司馬昭から司馬炎、さらに武帝の皇太子司馬衷へと政権が委譲されようとするならば、齟齬・反発を生むのは当然のなりゆきである。かかる理解にもとづいて、仇氏は西晋滅亡の遠因となる所謂「武帝の後継問題」に言及し、一部臣下による司馬攸推戴について論じようとするならば、司馬攸が司馬師の後継であったことに眼を向ける必要がある、と提起したのであった^①。

仇氏の意見には、首肯すべき点が多い。政権の座にあった期間が僅か三年半に過ぎなかつたためであろうか、西晋史研究においては、司馬師の存在は軽視されてきたように思われる。もちろん『晋書』卷二四職官志にある

晋初 景帝の諱の故を以て、又周官の官名を採り、太宰を置き以て太師の任に代う^②。

という記事から窺われるとおり、武帝が亡き伯父に敬意を払っていたことは疑いないとしても、これまでの研究史においてはそれを「尊崇」と理解するにとどめ、精査分析の対象から除外してきた感がある。そもそも先代三君（司馬懿・司馬師・司馬昭）の功績を、武帝が如何に評価したのかという点についてすら、十分な検討がなされてきたとはいえない。西晋の帝統に二つの系統が並存したことを考慮するならば、まず先代三君に向けた武帝の態度の差異を分析してみることがあろう。そこで本稿においては、亡き司馬師を武帝がいかに遇していたのかという点に注目して、諸史料を見直す作業をおこなうこととする。

一 即位直後の「初詔」（泰始元年一二月丙寅）

(1) 「伯考」

咸熙二（二六五）年一二月壬戌（一三日）、魏帝曹奂から禅譲をうけた司馬炎は、同月丙寅（一七日）、告代祭天により

皇帝に即位すると^⑤、太極殿前殿にて初めての詔（以下「武帝初詔」と記す）を発した。この詔は、先代三君に対する礼讃、禪讓にいたる経緯の説明、臣下とその祖先への感謝という三つの部分からなるが、注目すべきは、司馬三王（宣王司馬懿・景王司馬師・文王司馬昭）を称揚した冒頭の部分である（原文後掲）。

昔朕が皇祖の宣王は、聖哲にして欽明、誕いに期運に応じ、帝の載を熙め、肇めて洪基を啓く。伯考の景王は、道を履み、諸夏を緝熙す。皇考の文王に至りては、叡哲にして光遠、允に靈祇に協い、天に応じ時に順いて、茲の明命を受く。

〔『晋書』卷三武帝紀泰始元年十一月条〕

引用部分のなかでもまず眼を惹くのが、司馬懿を「皇祖」、司馬昭を「皇考」と称しながら、司馬師には「皇」の字がつかない「伯考」という称を用いている点である。

管見するかぎり、「伯考」という称はこの「武帝初詔」での使用を嚆矢とする。前例がないため、武帝がいかなる意図から「伯考」の称を用いたのかは判然としない。ただ、先代三君に皇帝の諡号が贈られるのは翌一二月丁卯（一日）のことであり、「武帝初詔」が發布された時点において司馬三王に帝諡はない。したがって、「武帝初詔」中の「皇」字の有無を論じるにあたっては、政治的支配者たる「皇帝」の称号の問題としてだけでなく、別の方向からも考えてみる必要がある。

参考になると思われるのが、以下に示す『礼記』曲礼下の一節である。

王父を祭るに皇祖考と曰い、王母を皇祖妣と曰い、父を皇考と曰い、母を皇妣と曰い、夫を皇辟と曰い。生けるに父と曰い、母と曰い、妻と曰う。死せるに考と曰い、妣と曰い、嬪と曰う。

ここで説かれるように、「皇祖考」「皇祖妣」「皇考」「皇妣」「皇辟」は、祖父（王父）、祖母（王母）、父、母、夫を祭祀の対象としたときの呼称なのである。『毛詩』小雅の「楚茨」にみえる「祀事孔明、先祖是皇、神保是饗、孝孫有慶」、同じく信南山の「祀事孔明、先祖是皇、報以介福、萬寿無疆」の「皇」もこれに当たり、祭祀をおこなった子孫に慶福

をもたらす祖先のあり方を「皇」と形容するのである¹⁰⁾。とすれば、「皇伯考」なる呼称を使う機会は稀であろう。伯父を祀るのは本来伯父の嫡子の役目であり、甥が祭祀の主体となることは、一般的にはあり得ないからである。

「皇」の字に関する以上のような理解をおさめた上で、あらためて「武帝初詔」で用いられた称について考えてみたい。武帝は「皇祖」「皇考」の称を用いることで、祖父と父の祭祀が自らの主事によることを強調していたのではないだろうか。同時に、伯父の司馬師が、自らの執り行う祭祀の対象者たり得ないことを示していたと考えられるのである。実際には翌日、司馬師には皇帝としての諡号が追贈され、その神主は太廟におさめられ、伯父は武帝による祭祀の対象となる。しかしながら武帝は、伯父の司馬師が、本来であれば自らに慶福をもたらす祖先の一人に相当しないことを、「皇」の字の有無によって表明しようとしたものと考えられるのである。

(2) 称揚文字数

亡き伯父への扱いの違いは、右の一事にとどまらない。称揚に用いられた文字数にも注目する必要がある。以下は、さきに引用した部分の原文を句ごとに切ったものである。

昔朕皇祖宣王—聖哲欽明—誕応期運—熙帝之載—肇啓洪基。

伯考景王—履道宣猷—緝熙諸夏。

至于皇考文王—叡哲光遠—允協靈祇—応天順時—受茲明命。

一見して諒解されるとおり、「武帝初詔」において、司馬懿と司馬昭は十六文字で称揚されながら、司馬師賞賛のくだりのみが八文字にとどまり、他二王に比べて短いのである。この点については、先帝を称讚する他の文章も視野に入れながら考えてみたい。

以下の文章(a)～(i)は、近接する時代の諸史料に残された、建国に関わる三人以上の先君を称える文章である。括弧内

の数字は称揚の行われた年、矢印の前後はそれぞれ称揚の主体と客体とを表している。称揚文字数として数えた部分には傍線を付した。

- (a) 『三國志』卷三明帝紀景初元年六月条（二三七年）、有司↓魏帝
武皇帝撥乱反正、為魏太祖、樂用武始之舞。文皇帝応天受命、為魏高祖、樂用咸熙之舞。帝制作興治、為魏烈祖、樂用章武之舞。
- (b) 『宋書』卷一六礼志三（二三七年）、羣公有司↓魏帝
武皇帝肇建洪基、撥乱夷險、為魏太祖。文皇帝繼天革命、応期受禪、為魏高祖。上集成大命、清定華夏、興制礼樂、宜為魏烈祖。
- (c) 『三國志』卷二八鍾會伝（二六四年）、鍾會↓魏帝
太祖武皇帝神武聖哲、撥乱反正、拯其将墜、造我区夏。高祖文皇帝応天順民、受命踐阼。烈祖明皇帝奕世重光、恢拓洪業。
- (d) 『晋書』卷一〇一劉元海載記（三〇四年）、前趙帝劉淵↓漢帝
昔我太祖高皇帝以神武応期、廓開大業。太宗孝文皇帝、重以明德、升平漢道。世宗孝武皇帝拓土攘夷、地過唐日。中宗孝宣皇帝搜揚俊乂、多士盈朝。
- (e) 『文館詞林』卷六九五「東晋元帝改元赦令」（三二七年）、晋王司馬睿↓晋帝
昔我高祖宣皇帝、至徳応期、受天明命、立石著瑞、肇基帝道。景皇慕戎、文皇扇烈、重離宣曜、庸蜀稽服。武皇受終、登陟帝位、光澤天下、九州順軌。
- (f) 『晋書』卷六元帝紀太興元年三月条（三一八年）、晋帝司馬睿↓晋帝
昔我高祖宣皇帝、誕応期運、廓開皇基。景文皇帝、奕世重光、緝熙諸夏。爰暨世祖、応天順時、受茲明命。
- (g) 『南齊書』卷五海陵王紀延興元年七月条（四九四年）、南齊帝蕭昭文↓南齊帝

太祖高皇帝、英謀光大、受命作奇。世祖武皇帝、宏猷冠世、繼暉下武。世宗文皇帝、清明懿鑠、四海宅心。
 (h) 『魏書』卷六七崔鴻伝（六世紀初頭）、崔鴻↓北魏帝

太祖道武皇帝以神武之姿、接金行之運、応天順民、龍飛受命。太宗必世重光、業隆玄默。世祖雄才叡略、闡曜威靈、農戰兼修、掃清氛穢。

(i) 『文館詞林』卷六六八「北齊孝昭帝即位大赦詔」（五六〇年）、北齊帝高演↓北齊帝

昔我猷武皇帝、誕応符命、経啓睿図。文襄皇帝、闡弘霸道、功格天地。文宣皇帝、受終踐祚、対揖百靈。

これら九史料によると、先帝称揚にあたっては四字句を用いる形式がほぼ定型化していたことがわかる。とくに(a)(g)(i)は、一人あたりの称揚文字数も一様である。一方(e)は、宣帝を十六文字、景帝を四文字、文帝を十二文字、武帝を十六文字で称えるという、著しく不統一な文章であるかに見える。しかしながら、「景皇慕戎」から「庸蜀稽服」の十六文字は、「重離宣曜（離を重ねて曜きを宣らかにし）」の「重」という表現からみて、「景皇」「文皇」という同世代の二君の名を四字句のなかに組み込み、二君を合わせて称讚しているのである。したがってこれも、先帝を同一の文字数で称えようとした文の変型であると考えられよう。二君を「景文皇帝」とまとめて表現した(f)の事例も、「弈世重光（世を^{かど}兼ねて重光す）」という句からみて、同様の形式であると思われる。よって、(a)(d)(e)(f)(g)(i)は、先君称揚の文字数を揃えようとした事例であると思ふなす。

残る三例のうち(b)(c)は、四字句を用いながらも先君のうち一人の称揚の言辞だけが長い事例である。(b)は武帝と文帝とをそれぞれ八文字で称えながら、明帝だけを十二文字で称え、(c)においては、武帝のみが十六文字、文帝と明帝とがそれぞれ八文字で称えられている。そして、最も特殊な事例が(h)である。道武帝を十八文字、明元帝を八文字、太武帝を十六文字で称えており、三帝の称揚文字数がいずれも異なっている。しかし、道武帝だけは「太祖道武皇帝」と諡が用いられ、特別に「以神武之姿、接金行之運」の五字句が加えられているのではないだろうか。四字句の部分に注目すれば、道武帝と明元帝が八文字、太武帝が十六文字となり、(b)(c)と同様に一君だけ長い形式の変型であったと思われる。

のである。

このように、先帝を称揚するにあたっては、多くの場合、文字数を統一しようとする意識が働くことがわかった。また、先帝のうちいずれか一人の称揚の言だけが長い例はあるが、一人だけが短いという事例は見当たらなかった。とすれば「武帝初詔」が、宣帝（司馬懿）と文帝（司馬昭）とを同じ文字数で称え、あいだに挟まれた景帝（司馬師）に対する称揚の言辞だけを短くした点には特異性を認めてもよいのではないだろうか。司馬師への扱いには、ここでも差異が認められるのである。

(3) 「応天順時、受茲明命」

上記九例のうち、(f)東晋元帝の詔（以下「元帝詔」と称す）が「武帝初詔」に近似しているという点にも留意すべきである。「元帝詔」は「武帝初詔」の用語を踏まえて起草されたものであるが、無論完全に踏襲したものではなく、いくつかの相違点がある。たとえば、「武帝初詔」では司馬昭の事績とされていた「応天順時、受茲明命」が、「元帝詔」においては武帝（世祖）の事績とされている。「明命」は、まれに「君主の命令」の意で使用されることがあるものの、多くは「天命」の意味に用いられる語句である。とすれば「応天」や「受命」を告代祭天による王朝成立の意と解し、これを用いて武帝の事績を称えた「元帝詔」の方こそ当を得ているのではないだろうか。逆に「応天順時、受茲明命」を司馬昭の事績とした「武帝初詔」の称揚は、事実にそぐわないとの印象を受ける。

試みに、上記史料(a)から(i)の中から、「応天」「受命」およびそれに類する語句を抜き出してみると、(a)「応天受命」、(b)「継天革命、応期受禪」、(c)「応天順民、受命踐阼」、(d)「神武応期、廓開大業」、(g)「受命作齊」、(h)「応天順民、龍飛受命」など、やはり王朝を開いた初代皇帝を称揚する部分で用いられる場合が多い。

しかしながら、これにはあてはまらない事例もある。たとえば(c)では、「受天明命」という表現で王朝の基礎を築い

た司馬懿が称えられ、初代皇帝である武帝の事績は「武皇受終」という表現が用いられている。(f)においては、「誕応期運、廓開皇基」で司馬懿を、「応天順時、受茲明命」で司馬炎を称讃し、王朝の基礎を築いた先君と初代皇帝の二名が天に呼応した(「応期運」「応天」)君主とされている。(i)では、「誕応符命、経啓睿図」が猷武帝(高歡)、「受終踐祚」が文宣帝(高洋)の事績とされているから、(e)と同様、王朝の基礎を築いた先君を称えながら、「受終踐祚」という表現により、建国が他の君主の事績であることを示した文章であったと考えられる。

整理すれば、以下の如くである。「応天」「受命」およびそれに類する語は、多くの場合、初代皇帝の告代祭天および建国を称える表現として用いられる(これを「一君応天」型としておく)。ときに、王朝の基礎を築いた始祖を称賛する際にこれらの語を用いることもあるが、その場合は初代皇帝の事績のなかに建国を意味する表現を入れて、両者の違いを明示する形式(「二君称賛」型としておく)をとるのである。

「武帝初詔」は、どちらの型にも当てはまらない。「誕応期運」「肇啓洪基」を、晋朝の実質的な開祖・司馬懿の事績とする点は「二君称賛」型の様相を呈しているが、「応天順時」「受茲明命」を司馬昭の事績としているからである。司馬昭は魏帝から王位を授けられたが、王位の受諾は天に呼応する行為であるとみなされていたのであろうか。例えば、王になつたが皇帝にはならなかった(a)(b)(c)の武帝(曹操)、(i)の文襄帝(高澄)の事績には、いずれも「応天」「受命」という表現は用いられていない。なにより咸熙二年二月丙寅、「百僚在位及匈奴南单于四夷会者数万入」(『晋書』卷三武帝紀)の見守るなか、告代祭天を行ったのは、他ならぬ武帝であったはずである。現にこのときの告文は、

皇帝臣炎、敢えて玄牡を用て皇皇后帝に明告す。魏帝 皇運に稽協し、天の明命を紹ぎ、以て炎に命じて曰わく(以下略) (註)

『宋書』卷一六礼志三)

と始められており、武帝自身の口から「明命」の語が発せられたばかりである。にも拘わらず武帝は、この直後太極殿前殿において、父の功績を「応天順時、受茲明命」と称えていたことになる。そのうえ後段には「予一人畏天之命、用不敢違」とあり、自らが天命を受諾したと宣言する語が認められるのである。つまりところ「武帝初詔」は、司馬昭を

「応天」「受命」の君主と称え、同時に自らの「応天」「受命」も宣言するという、いささか矛盾を孕んだ文章であったことになる。

「武帝初詔」に拠るかぎり、武帝には、伯父・司馬師を自らの系統に属さない祖先として他二君と区別しようとする意識があり、また、父・司馬昭の「応天」「受命」なる事績をやや強引につくりあげようとする姿勢があつたことがわかる。

二 即位翌年の郊祀と明堂祀（泰始二年二月丁丑）

（1）郊祀・明堂祀の挙行

『晋書』卷三武帝紀泰始二（二六六）年条および『宋書』卷一六礼志三に、

二月丁丑、宣皇帝を郊祀して以て天に配し、文皇帝を明堂に宗祀して以て上帝に配す¹³。

という記事がある。『晋書』卷一九礼志上にも、同一の記事が見える。いうまでもなく、郊祀とは都城南郊における祭天儀礼のことであり、明堂とは城南二里にあつた建物¹⁴を指す。『孝経』聖治章に「昔者周公郊祀后稷以配天、宗祀文王於明堂以配上帝」と記されるとおり、郊祀においては天が、明堂では上帝が祭られるが、その要点は、王朝の始祖や先帝を祭神に配祀することにある。これらは、皇帝のみが挙行できる特別な祭礼であり、特に郊祀は王朝の正統性を示す重要な祭事とみなされていた¹⁵。

引用文によれば、祀られる祖先に司馬師の名が見あたらないが、これを以て即座に伯父冷遇とみなすことは難しい。さきに見た『孝経』聖治章の一節がひろく知られていたからである。すなわち南郊では天と王朝の始祖とを、明堂にお

いては上帝と父とを配祀したと伝えるこの一節は、王莽が確立した祭祀儀礼、所謂「元始の故事」の受容により郊祀・明堂祀の規範となっていた¹⁶⁾。用語や字数を随意に決定できる詔とは異なり、祭事の挙行にあたっては皇帝と雖も礼制を守らねばならなかったはずである。したがって、本稿では司馬師が祭神に配されなかった点を問題とはしない。それでもなお、郊祀・明堂祀における武帝の意図に関しては、指摘すべき点が残されているように思われるのである。

一行論に先立ち、泰始二年二月丁丑の郊祀と明堂祀が、武帝によって実行されたものか否かについて、本稿の立場を明らかにしておく必要がある。なぜなら、古代の皇帝祭祀および国家祭祀にかかわる記事を網羅的に精査分析した金子修一氏が、この二月丁丑の記事については、武帝の親祀を伝えたものではないと指摘しているからである。氏は、『晋書』卷一九礼志上に見える「是月庚寅冬至、帝親祠圓丘於南郊」という一文に注目し、泰始二年一月庚寅の冬至南郊こそ武帝の即位後最初の親郊であり¹⁷⁾、『晋書』礼志はこの親郊を特記しているため、二月の記事を親郊の記事と解釈し直す必要はない、とする¹⁸⁾。しかし本稿においては、以下に記す三つの理由により、『宋書』『晋書』にみえる二月丁丑の記事を、実行された郊祀および明堂祀の記録とみなす。

第一に、祭祀関連記事の冒頭に年月日が記され、なおかつ「告」「詔」「定」「議」などの語がない場合、実行された祭事の記録として読むことが自然であると思われるからである。たとえば『宋書』卷一六礼志三には、

泰始二年正月、詔して曰く「(略) 其れ便ち郊祀せん」と。時に羣臣又議すらく「(略)」と。帝悉く之に従う。二月丁丑、宣皇帝を郊祀して以て天に配し、文皇帝を明堂に宗祀して以て上帝に配す¹⁹⁾。

とあるが、「詔」や「議」を経た後に記される「二月丁丑」の日付は、挙行の時期を示しているものと理解するのが、文脈上無理のない解釈ではないだろうか。

第二に、泰始二年一月庚寅冬至の郊祀を『宋書』『晋書』が「親郊」と記したのは、特例を強調するためと理解されるからである。王莽は冬至の祭祀を有司撰事(代行)と定め、後漢においても同様であったことは金子氏の指摘するとおりである²⁰⁾。かかる前提のもとで、武帝が冬至に親郊したならば、同年二度目と雖もこれを記録することはありうる

ことと思われるのである。周知のとおり、魏明帝が洛陽南の委粟山に円丘を築いて以来三十年間並存していた南郊壇と円丘とを、西晋武帝は泰始二年一月に合一し、冬至にも拘わらず親祭をおこなった。『宋書』『晋書』は、これを特記したものと考えられるのである⁽²¹⁾。

第三に、『晋書』卷一九礼志上が、晋を再興した元帝の即位翌年(三一九年)の祭祀を

元帝渡江し、太興二年始めて郊祀の儀を立てんことを議す。……三月(二月の訛)辛卯、帝親ら郊祀し、饗配の礼は一に武帝始郊の故事に依る⁽²²⁾。

と記しているからである。武帝のおこなった冬至郊祀は、上述のとおり、特殊な事情で挙行されたものであり、即位翌年二月辛卯の郊祀において元帝が行う「饗配の礼」の範とはなり難い。王朝樹立(再興)翌年の正月郊祀が叶わず、二月に行うことになったという共通性に鑑みても⁽²³⁾、元帝が郊祀の儀典を過去の事例に求めるにあたっては、武帝の二月丁丑の郊祀を「武帝始郊の故事」とみなしていたと考えるのが穏当である⁽²⁴⁾。

本稿は、金子氏の精緻な分析結果に依拠する所が大きいのはあるが、二月丁丑の記事の解釈に限っては、氏の理解とは異なり、実行された郊祀の記録とみなして議論を進める。

(2) 遅延の原因

まず、祭祀挙行日について考察する。明堂祀については礼制が確立せず、不定期の祭事とならざるを得なかったが、初めての郊祀(以下「始郊」と称す)には明確な傾向がある。金子氏の指摘どおり⁽²⁵⁾、即位翌年正月に挙行する例が頻見されるのである。「表1」は、魏晋南朝の皇帝による郊祀のうち⁽²⁶⁾、即位翌年の始郊日が判明した十八例を掲げたものである。日は干支と括弧内のアラビア数字で示し、ユリウス暦の月日を列尾に付した。

「表1」から、始郊の多くが正月に行われていること、西晋武帝と東晋元帝のおこなった二月郊祀は例外的事例であ

つたことがわかる。郊祀の適日は「正月上辛若丁」といわれるが²⁸⁾、実際は正月上辛と次辛、二十四節気であれば「立春」から「啓蟄」の頃に挙行日が集中している²⁸⁾。また、陰暦正月に郊祀を行うことができれば、前年に閏月が入るなどの事情が生じてても、確実に「春分」前に郊祀を終えていたことがユリウス暦の日付により確認できる²⁹⁾。一方、西晋武帝が挙行した二月丁丑という始郊日はあまりにも遅い。「元始故事」からすでに二世紀半を降り、「正月上辛(若丁)」を南郊祀の適時とする認識は確立していたとみてよい。武帝の始郊が時宜になつていないことは、誰の目にも明らかである。郊祀と明堂祀が、正月ではなく二月におこなわれたのは何故であろうか。

〔表1〕即位翌年の郊祀(始郊)の挙行日

	皇帝(即位年)	即位翌年の郊祀(始郊)年月日干支(数字)	ユリウス暦年/月/日※1
魏	文帝(二二〇)	黄初二(二二二)年正月壬申(01)※2	221/02/10
	明帝(二二六)	太和元(二二七)年正月丁未(11)	227/02/14
西晋	武帝(二六五)	泰始二(二六六)年二月丁丑(29)	266/04/20
東晋	元帝(三一八)	太興二(三一九)年二月辛卯(20)	319/03/27
	康帝(三四二)	建元元(三四三)年正月辛未(19)	343/03/01
宋	武帝(四二〇)	永初二(四二二)年正月辛酉(12)	421/03/01
	少帝(四二二)	景平元(四二三)年正月辛丑(03)	423/01/30
	文帝(四二四)	元嘉元(四二五)年正月辛未(15)	425/02/18
	孝武帝(四五三)	孝建元(四五四)年正月己亥(01)	454/02/14
齊	高帝(四七九)	建元二(四八〇)年正月辛丑(04)	480/01/31

	武帝(四八二)	永明元(四八三)	年正月辛亥(02)	483/01/25
	鬱林王(四九三)	隆昌元(四九四)	年正月辛亥(05)	494/01/27
	東昏侯(四九八)	永元元(四九九)	年正月辛卯(14)	499/02/10
梁	武帝(五〇二)	天監二(五〇三)	年正月辛酉(08)	503/02/19
陳	武帝(五五七)	永定二(五五八)	年正月辛丑(07)	558/02/10
	文帝(五五九)	天嘉元(五六〇)	年正月辛酉(09)	560/02/20
	廢帝(五六六)	光大元(五六七)	年正月辛卯(19)	567/02/13
	宣帝(五六九)	太建元(五六九)	年正月辛丑(11) ※3	569/02/12

※1 中華書局『二十史朔閏表』により算出。

※2 金子二〇〇六の二一六頁の指摘にしたがい、正月朔(壬申)とする。

※3 金子二〇〇六の二五六頁の指摘にしたがい、始郊とみなす。

「表2」は、後漢から南朝の各王朝の王朝成立日とその翌年の始郊日とを隔てる日数である。武帝の始郊が正月とされなかった理由の一つは、王朝創立が前年の一二月であったことに求められるであろう。告代祭天は泰始元年一二月丙寅(一七日)に行われており、かりに翌年の正月上辛(辛巳、二日)に郊祀を挙行しようとするれば、儀礼に関わる諸事項の採択、準備、伝達を十五日間で済ませなければならない⁽³⁰⁾。王朝成立直後という繁忙を極めた時期にあったことも考慮するならば、適期とされる正月上辛の開催はまず不可能であり、次辛に行うことすら難しかったと推察されるのである。結局、武帝の始郊と明堂祀は、告代祭天から七十一日後の二月二九日(丁丑)、ユリウス暦の四月二〇日に行われた。この年の春分はユリウス暦三月二二日であったから⁽³¹⁾、西晋の初代皇帝の記念すべき始郊は、春分を約一ヶ月

過ぎて漸く挙行されたことになる。

〔表2〕王朝成立から始郊までの日数

初代皇帝	告代祭天(王朝成立)	年月日	即位翌年の郊祀(始郊)	年月日	間隔日	出典
後漢光武帝	建武元(二五)	年六月己未	建武二(二六)	年(正月壬子)※	二二三	『統漢書』祭祀志上
魏文帝	黃初元(二二〇)	年十月辛未	黃初二(二二二)	年正月壬申	六一	『三国志』文帝紀
西晋武帝	泰始元(二六五)	年十二月丙寅	泰始二(二六六)	年二月丁丑	七一	『宋書』礼志三
東晋元帝	太興元(三一八)	年三月丙辰	太興二(三一九)	年二月辛卯	三三五	『晋書』礼志上
宋武帝	永初元(四二〇)	年六月丁卯	永初二(四二二)	年正月辛酉	二三四	『宋書』武帝紀下
齊高帝	建元元(四七九)	年四月甲午	建元二(四八〇)	年正月辛丑	二四七	『南齊書』高帝紀下
梁武帝	天監元(五〇二)	年四月丙寅	天監二(五〇三)	年正月辛酉	二九五	『南史』梁本紀上
陳武帝	永定元(五五七)	年十月乙亥	永定二(五五八)	年正月辛丑	八六	『陳書』高祖紀下

※ 始郊は壬子以降であることは確実である(『後漢書』光武帝紀上建武二年正月条)。

ただし、郊祀が二月末にまで遅延した理由は、他にもあつたようである。ここに、その事情を伝えると思しき二つの記事がある。

武帝太始元年十二月、(中略)有司奏すらく、「大晋初建、庶事未だ定まらず、⁽¹⁾且く魏の如くせん」と。詔すらく「郊祀は大事なり、⁽²⁾速やかに議して定と為せ」と⁽³²⁾。『太平御覽』卷五二七礼儀部郊丘所引『晋起居注』

泰始二年正月、詔して曰く「⁽³⁾有司前に郊祀権に魏礼を用うることを奏す。朕改作の難を慮わず、今便ち⁽⁴⁾永

制を為らしむるも、⁽⁵⁾衆議紛互して遂に時に定まらず、⁽⁶⁾時を以て神祀に供饗し、配するに祖考を以てするを得ず。日夕歎き企ち、食を貶し安を忘る。其れ便ち郊祀せん」と。⁽³³⁾

〔宋書〕卷一六礼志三

有司は、泰始元年一二月に魏礼踏襲を提案していたのである（傍線(1)(3)）。⁽³⁴⁾ところが、武帝が新たな礼制（「永制」）の制定を命じたために（傍線(2)(4)）、議論は紛糾し（傍線(5)）、時宜に合った郊祀開催ができなかつた（傍線(6)）のである。文中の「魏礼」がいずれの魏帝によるものか定かではないが、創立当初の王朝が、前王朝の儀典に依拠することは珍しいことではない⁽³⁵⁾。雛型が定まれば、諸事項の決定が円滑になることも容易に想像される。したがって、有司の提案には特に問題とすべき点はない。彼らはあくまでも一時的に（傍線(1)の「且」）魏礼を踏襲することにより、郊祀開催の早期実現を図つたのである⁽³⁶⁾。

傍線部(3)の「権に」という語からみて、武帝はこうした事情を理解してはたはずであるが、有司の提言に依らず、容易に困難の予想される新制度（「永制」）の策定を命じたのであつた。遅延の原因は、王朝の成立が前年の一二月であつたことのみ求められるものではない。武帝が新たな礼制の制定に拘泥したこともまた、遅延の一因であつた。

(3) 祭祀制度改革

では、そもそも郊祀の早期開催を犠牲にしてまで、武帝が望んだ「永制」とはいかなるものであつたのか。前に引いた『宋書』卷一六礼志三には、つづいて

時に羣臣又議すらく「五帝は即ち天なり、五気は時に異なる、故に其の号を殊にす。名は五有りと雖も其の実は一神なり。明堂南郊宜しく五帝の坐を除き、五郊は五精の号を改め、皆な同じく昊天上帝と称し、各々一坐を設くるのみ、北郊も又先后の配祀を除くべし」と。帝悉く之に従う。二月丁丑、宣皇帝を郊祀して以て天に配し、文皇帝を明堂に宗祀して以て上帝に配す⁽³⁷⁾。

とある。この記事によれば、臣下の示した改変案の内容は、(1)南郊と明堂の五帝の坐を廢する、(2)五郊の五帝の坐を昊天上帝に替える、(3)天の称は「昊天上帝」に統一する、(4)北郊で皇后配祀は行わない⁽³⁸⁾、の四点である。「帝悉く之に従う。二月丁丑……」とあるから、武帝の始郊と明堂祀はこの新方式のもとで举行されたのであろう。本稿に関係するのはこのうちの(1)と(3)、つまり五帝を祭祀の対象から除外するとの決定である。

周知のように五帝の解釈には、後漢の大儒鄭玄の説と、武帝の外祖父にあたる魏の王肅の説とがある⁽³⁹⁾。鄭玄説は、五帝を五行思想に対応した五方に在る神(東の靈威仰、南の赤熛怒、中央の含枢紐、西の白招拒、北の汁光紀)とし、明堂祀における「上帝」とはこの五方上帝を指すものとする。一方の王肅は、五帝を五人帝(太昊、炎帝、黄帝、少昊、顓頊)とし、「上帝」とは天であり、五人帝はその補佐役にすぎないとみる。一般に、このときの臣下の言は、鄭玄説から王肅説への転換を促したものと理解されている⁽⁴⁰⁾。

五帝神坐の撤去が、郊祀・明堂祀双方に影響を及ぼしたことは間違いないが、明堂祀にこそ大きな変化をもたらしたはずである。南郊の外壇にある五帝神坐を撤去しても、最上壇の主神はこれまでどおり昊天上帝である。したがって、天を祀るという郊祀の根本思想は維持されたといつてよい⁽⁴¹⁾。ところが明堂祀においては、五帝から昊天上帝へと主神が変更する。これは明堂祀の意義を変え、儀式の次第に修整を迫るものとなろう⁽⁴²⁾。神坐数の減少は、明堂の観にも影響したはずである。南澤良彦氏が「後漢以後、西晋の武帝が王肅の説を信奉して明堂に昊天上帝ただ一神を祭ったことを例外として、明堂は一貫して五帝を祭ったのである」と指摘したとおり⁽⁴³⁾、後漢から南朝に至るおよそ五百年間における明堂祀史上、武帝による明堂祀は極めて異例な方式で举行されていたのである。

さらに当日の始郊と明堂祀とを一連の儀式としてみると、その特異性はいつそう明白となる。すなわち、王朝の始祖(司馬懿)と先君(司馬昭)とが、同一の神(昊天上帝)に配祀されているのである。昊天上帝は、南郊の最上壇で南面する祭神であり、従来王朝の始祖と目される者のみが配されてきた最高神であった。ところがこの日、武帝は昊天上帝に二度の降臨を乞い、とくに二度目の降臨の場である明堂においては、己に近い世代にあたる父の神主を配したの

であった。要するに、郊祀を遅延させてまで武帝が推進した礼制改革の目的は、父の司馬昭を昊天上帝に配祀すること、父と祖父とを同一の神に配祀することにあつたものと解されるのである⁽⁴⁴⁾。

ところで、この新たな礼制のその後について、『宋書』卷一六礼志三に

太康十年十月、乃ち更めて詔して曰く『孝経』は『后稷を郊祀して以て天に配す、文王を明堂に宗祀して以て上帝に配す』と。而れども周官に云わく『天を祀りて上帝を旅す』と、又曰く『地を祀りて四望を旅す』と。四望は地に非ざれば、則ち明らかに上帝は天為るを得ざるなり。往者衆議もて明堂の五帝位を除く、これを礼文正経に考うるに通ぜず。且つ詩序に曰く『文武の功は后稷より起つ』と。故に推して以て天に配するなり。宣帝は神武なるを以て創業し、既に已に天に配さる。復た先帝を以て天に配するは、義に於いて亦た安んぜず。其れ明堂及び南郊の五帝の位を復せよ』と⁽⁴⁵⁾。

とあるとおり、太康一〇(二八九)年一〇月、武帝は南郊と明堂に五方上帝の神坐を戻すと決断したのであつた。結局、新たな祭祀様式は武帝自身によつて否定され、明堂は五方上帝を主神とする以前の状態に戻ることとなつた。詔の中で武帝は、創業の君主たる「宣帝」がすでに配天されたにも拘わらず、「先帝」を重ねて昊天上帝に配することを、「義に於いて亦た安んぜず」と評している。王朝の始祖と先代の皇帝という異世代の君主が同一の神に配されることを、武帝もまた礼制上問題のあるものと考えに至つたことがわかる。

武帝の崩御は、この詔の半年後のことであつた。太康一〇年、すでに病を得ていた武帝は、自らの死後を慮つた策に着手しており⁽⁴⁶⁾、近い将来自らが明堂で祀られることを予期していたはずである。ならば、詔に言う「先帝」とは、必ずしも司馬昭を想定していたとは限らないのではないだろうか。自らが明堂祀に祀られることを予期した途端、主神をもとに戻した武帝の行為は、さきの礼制改革の目的が、父と昊天上帝の配祀にあつたことをおのずから物語つていゝと思われるのである。

三 咸寧年間における先君称揚

(1) 廟号決定(咸寧元年二月)

武帝は、太熙元(一九〇)年四月に世を去るが、これより十五年ほど前の咸寧元(二七五)年末にも、一時生死をさまよう状態に陥ったことがあった。『宋書』卷三四五行志五に「晋武帝咸寧元年十一月、大疫、京都死者十萬人」と伝えられる致死率の高い流行病に感染したのである。『晋書』卷三咸寧元年条に「十一月癸亥、大闕於宣武觀、至于己巳」とあることからみて、発症はこの閱兵式の直後、咸寧元年一二月頃と推定される。容態は、同咸寧二年正月条に「以疾疫廢朝」とあるとおり、正月の元会を中止せねばならぬほど深刻なものであった⁴⁷⁾。同年二月頃を境に病状は快方に向かうが、咸寧元年末から二年初めにかけて、武帝は身後を案じねばならない状況にあったのである。『晋書』武帝紀咸寧元年条に

十二月丁亥、宣帝の廟を追尊し高祖といい、景帝は世宗といい、文帝は太祖という⁴⁸⁾。

と見えるとおり、司馬懿に「高祖」、司馬師に「世宗」、司馬昭に「太祖」の廟号が贈られたのはこの時である。これは、自らの神主が太廟におさめられることを予期した上での措置にほかならない。

縷説するまでもないが、「祖」「宗」の廟号は、功績や徳行のすぐれた先君のみに、後代の皇帝が贈るものである⁴⁹⁾。『漢書』卷四八賈誼伝に「礼祖有功而宗有徳」とあるとおり、本来「祖」は功績に「宗」は徳行に対応するものであったとされるが、前漢の皇帝の中で「祖」の廟号を有したのは太祖高帝劉邦のみで、ほか四帝の廟号にはすべて「宗」がついた。後漢においても、「祖」の廟号は光武帝(世祖)のみが有し、六帝には「宗」のついた廟号が贈られている⁵⁰⁾。少なくとも漢においては、「祖」「宗」を功と徳とに対応させていたとは考えにくい。初代皇帝一人に与えられる「祖」

の廟号に一種の独尊性が認められていたのである⁵¹。なお「祖」の廟号が有する独尊性については、永光四（前四〇）年におきた「祖宗」論争⁵²の経緯も参考となる。太祖（高祖劉邦）、太宗（文帝）、世宗（武帝）の廟を毀つべきか否かが詮議された際、太宗廟と世宗廟の永久存置は争われたが、太祖廟の永久存置に関して異論の余地はなかった。別格の扱いがなされたのである。

魏の場合は、初代皇帝（曹丕）と実質上の開祖（曹操）が異なるためであろうか、漢とは別の判断が下されている。『三国志』卷三明帝紀景初元年六月条に

有司奏すらく、武皇帝は乱を撥き正に反す、魏の太祖と為し、樂は武始の舞を用う。文皇帝は天に応じ命を受く、魏の高祖と為し、樂は咸熙の舞を用う。帝は作を制し治を興す、魏の烈祖と為し、樂は章武の舞を用う。三祖の廟は萬世毀たず、其の余四廟は親尽きれば迭毀し、周の後稷、文武廟祧の制の如くせよ、と⁵³。

とあるとおり、景初元（二三七）年、武帝を「太祖」、文帝を「高祖」とし、明帝本人に「烈祖」の廟号を予贈するとの上奏がなされたのである。同時にこれら三「祖」廟すべてを太廟において永久に存置する、いわゆる「不毀廟」にすべきであるとの提案もなされた。明帝代の有司は、太廟に新たな神主が入ることを想定し⁵⁴、将来にわたり「祖」の廟号をもつ三神主の永久存置を保証すべきであると提案したのである。したがって魏代においても、「祖」の廟号が特別な存在とみなされていた点については漢と同様である。明帝がこの上奏を認可したか否かについては『三国志』は明記しないが、景初三（二三九）年正月、明帝の後を継いだ斉王芳が、同年一二月の詔の中で先帝を「烈祖」と称していることからみて⁵⁵、有司の上奏は生前の明帝によって認可されたものと思われる。

漢魏の前史をふまえたところで、あらためて武帝の容態が悪化した頃の朝廷の状況を確認してみよう。『晋書』卷四〇賈充伝に「初、帝疾篤、朝廷属意於攸」とあり、『世説新語』品藻篇三二話注引『晋陽秋』にも「会帝有疾、攸及皇太子入問訊。朝士皆属目於攸、而不在太子」とあるとおり、朝臣層はもっぱら帝弟の司馬攸に爾後の期待を寄せ、皇太

子司馬衷は属目されていなかった。ただし、次代の皇帝が誰になるにせよ、武帝はいずれ自らに「祖」の廟号が贈られることについて、疑いを抱くことはなかったはずである。漢魏を通じて初代皇帝には、例外なく「祖」の廟号が贈られているからである⁵⁶。とすれば、武帝にとって目下の懸念は、先代三君の廟号の如何であったことになる。そのため、命あるうちにとばかりに、祖父と父とに「祖」の廟号を贈り、伯父には「宗」の廟号を贈ったものと考えられるのである。生死の際にあつたという点に鑑みても、この措置には、武帝の切なる願いが込められているとみてよいであろう。廟号の如何は、その皇帝の神主が将来太廟で受ける扱いに影響を及ぼす。同時に、当該皇帝の帝統における概念上の立場をも規定するものであろう。かかる理解の上に立つならば、武帝が切望したのは、祖父、父、自己の三者が、将来の帝統において特別な存在として位置づけられることであつたということになる。

仇鹿鳴氏は、武帝が死の淵から生還した咸寧二年を、施政転換の年とみなして注目を促した⁵⁷。仇氏によれば、この年を機に、武帝は皇太子輔翼体制の中心的役割を外戚に見出し、外戚崇重の方針へと傾いてゆくという。かかる武帝の変化は、泰始元（二六五年）の封王制から咸寧三（二七七）年の改制の展開にも明確に表れている。安田二郎氏はこれを、「長老依存の挙宗族体制」から「親疎区分の至親依拠体制」への転換と約言した⁵⁸。生命の危機を体験したことにより、武帝は自らの為すべきことを自覚し、遂行しようという意志を有したかに見える。ならば、このような内面的変化は、亡伯父への処遇にも変化をもたらすのではないだろうか。そこで咸寧四年に建立された碑文に、眼を向けてみたい。

(2) 「晋辟雍碑」の建立（咸寧四年一〇月）

一九三一年三月、洛陽東南の大郊村にて巨大な石碑が出土した。「大晋龍興皇帝三臨辟雍皇太子又再莅之盛徳隆熙之頌碑」（「晋辟雍碑」と称す）である⁵⁹。この碑は、洛陽城の南、開陽門外にあつた辟雍（教育施設）での学札に、武帝

が三度、皇太子の司馬衷が二度、親臨したことを顕彰するものである。

碑文には、儀式に参加した太学の「礼生」らが咸寧四（二七八）年一〇月二〇日にこの碑を建立したとある。しかし、学生の自発的行動を伝えるこの刻文を、文字通りに受けとめることはできない。出土地からみて碑の所在地は太学内、すなわち官営の施設内であり、武帝の意向を無視してこの碑を建てることは不可能であったと考えられるからである⁽⁶⁰⁾。また、高さ三メートルを超える良石、「方整」「完整」なる文字、碑陽だけでも一千五百十六文字にわたる長文、という威風堂々たる碑を建立するにあたっては⁽⁶¹⁾、相当な手間と費用とがかけられていたことが看取され、背後に権力者の存在を確信させるのである。加えて、碑陰には太常や博士祭酒を筆頭に、総勢四百九名⁽⁶²⁾の太学関係者の名が刻まれており、一方で、皇太子の最終親臨は咸寧四年二月、碑の建立は同年一〇月であるから、四百名を超える人員の自発的な動きに任せたにしては、八ヶ月という期間がやや短いと思われるのである。換言すれば、「晋辟雍碑」の建立は、上からの指示による組織的かつ義務的なもの、すなわち武帝の意を映したものであった可能性が極めて高いと推察される⁽⁶³⁾。碑陽の冒頭およそ八行では、司馬氏政権による礼教の復活が頌えられている。まず、

大晋の龍興に至るは、魏氏の多難に当たる。而して天命いまた衰ならず、豪傑虎争し、三方分崩す。寔に宣皇帝の風に櫛^{くしげす}り雨に沐^{かみあ}い宇内を經營するに頼る。（中略）黎元を恵み懐け、而れども未だ治定の制に違^{いとま}あらず、僊道時を並べて施すを得^えず⁽⁶⁴⁾。と始まり、三国の混乱期にあつて、秩序回復のために奮闘した司馬懿の努力が偲ばれている。つづいて、

文皇帝に至るも、方寇負固し、猶おいまた帥職せず、左提右挈し、刃垂を度劊す。乃ち威を域外に振るひ、梁益を邊定し、西戎既に殄^すき、遂に眷みて東顧す。文もて江裔に告げ、百姓の為に命を請う。（中略）戎夏既に泰らかにして、九域に事なし。儒術久しく替^かれ、古典いまた隆んならざるを以て、乃ち道教を興し以て帝の載を熙く。大学を廓開し広く群生を延^まき、天下は鱗萃し遠方は訓を慕^すう。東のかた海を越え、西のかた流沙に及び、時を並べ集い至るは、万有余人⁽⁶⁵⁾。

とあり、司馬昭（文皇帝）の武勲、これによる周辺地域の安定と礼教の復活、学問の繁栄に呼応して集まる遠来の人々、

などと社会の好転していく様子が刻まれている。さらに

聖上踐祚するに暨ひ、前軌を崇亮す。五帝の絶業を闡らかにし、三代の弘風に邁む。礼を敦くし化を明らかにし、庠序を以て先と為す⁶⁶。

とあるように、建国ののちも前代の政策を受け継ぎ、文教政策に力を入れた司馬炎（聖上）の施政が評価されている。

このように、言葉をつくして司馬懿・司馬昭・司馬炎の功績が顕彰される一方、司馬師についてはその名前すら登場しない⁶⁷。たしかに、司馬師が権力の座にあつたのは僅か三年半ほどのことであり、その大部分は国内外における諸反乱の鎮圧に費やされ、教育事業に目を向ける余裕などなかったことは事実であろう。しかし、『晋書』巻四九嵇康伝に

康将に東市に刑せられんとし、太学生三千人⁶⁸以て師と為すを請ふも、許さず⁶⁹。

と伝えられるような太学生三千人の助命嘆願がありながら、ついに彼らの意を汲むことなく嵇康の処刑を決めた司馬昭ですら、碑文の中では百五十字の刻字を費やして称えられているのである。実際はどうあれ、司馬師について一切の言及がないことは如何にも奇異に映る。

つとに指摘されるとおり⁶⁸、「晋辟雍碑」建立の主たる目的は、皇太子・司馬衷の存在を宣揚することにあつた。ただし碑額の「大晋龍興」からも窺われるように、礼教を重んじる西晋王朝の成立を言祝ぎ、司馬氏政権と文教政策との緊密な結びつきを宣示することもまた、この碑を建立した目的の一つであつたことは疑いを容れない⁶⁹。このような性格を有する碑文において、司馬懿・司馬昭・司馬炎が、あたかも順調に業績を引き継いで国の教育制度を確立したかの如くに刻すことは、西晋建国の過程における司馬師の存在を無視するに等しいものである。官営とされる施設内に、この碑の建立が認められたという一事を以てしても、武帝の伯父に対する差別の企図を指摘せざるを得ないのである。

それまでの武帝は、亡き伯父・司馬師に対する扱いに差を設けながらも、一定の尊崇を示してきた。したがって真に武帝の意図するところは、さほど露わにはされていないかのように思われる。ところが、咸寧四年一〇月の「晋辟雍碑」

においては、景帝を排除する意図が明確に示されている。これは咸寧二年を境とする武帝の内面的変化が、形をなして顕れたものといってもよいのではないだろうか。なお、碑の建立に先立つこと四ヶ月、六月甲子（二七日）に、司馬師の妻羊氏（弘訓太后）が世を去ったことも、指摘しておくべきであろう。伯母の存在という枷が失われたことで、武帝は自らの望むところをはじめて直截に表明するに至ったものと推察されるからである⁵⁵。

おわりに

従来、先君に対する武帝の行いは、「尊崇」という概念で括られ、理解されてきた。しかし、泰始（二六五）元年から咸寧四（二七八）年にいたる武帝の行動に対する分析を通して、このような理解に若干の修正を加えることが可能となった。すなわち、武帝は先代三君を尊敬しつつも、伯父・司馬師への扱いに差異を設けようとする意図を有していたのである。無論、父と伯父との親疎の差を考えれば、扱いの違いは当然であろうが、同じく「齊衰不杖」の親にあたる亡祖父・司馬懿と比べても、司馬師に対する扱いには明白な落差があった。武帝は、亡父・司馬昭の業績をやや強引に称揚することにより祖父と父とを同格に位置づけ、さらには自らをも加えた三者の同質性を強調して、亡き伯父・司馬師を排除しようとする姿勢を見せていた。このような司馬師軽視の傾向が、建国直後の初詔、国の重要な祭事である郊祀、廟号に関わる武帝の行動に表れていたことからみて、武帝が帝統を意識していたのは間違いないものと思われる。

序論にも記したとおり、西晋の帝統は、司馬懿と司馬師、司馬昭と司馬炎という二つの系統が並存していた点に特色がある。建国直後の帝諡追贈という行為により、武帝はこのような並存状態を公に認めたかに見えた。しかし本稿の考察を以てすると、二系統が並存するという帝統のあり方は、武帝が真に望んでいたものではなかったということになる。建国当初の武帝にとって、先代三君の功績は自らの權威確立に必要なものと考えられていたはずである。武帝を取り巻く人々の多くが、司馬懿・司馬師・司馬昭の功績を記憶していると同時に、武帝が為政者としての経験を踏まぬまま

皇帝となつたという事実を知っていたからである。加えて、当時の人々が、甘露五（二六〇）年におきた魏帝（高貴郷公）弑殺事件^②の経緯に通じていたことをも考慮すべきであろう。直接に手を下したわけではないにせよ、魏帝弑殺という重大事件の責が司馬昭そのひとにあるという認識は、晋初の人々に共有されていた^③。したがって、武帝が亡父との継承関係のみに依拠して自らの権威を確立することは、当初相當に困難な状況にあり、司馬懿・司馬師の父子継承を帝統の中に組みこみ、彼らの権威を利用することはやむを得なかつたものと理解されるのである。

一方で、泰始初期の武帝の行動には、亡き伯父・司馬師に尊敬を払いつつも、自らの系統に属さない祖先として他の二君と区別する意図が見え始める。亡父・司馬昭の功績がなけば強引に称揚され、祖父と同格に扱おうとする傾向が顕れるのである。そして十数年の時を経た咸寧四年に至つては、司馬師の存在を無視するに等しい内容をもつ碑文が建立され、帝統の主流から司馬師を排除しようとする武帝の意図が明確に示されたのであつた。皇帝として君臨し、諸問題に真摯に対応してきた十数年の歳月は、武帝の立場を大きく変えていたはずである。司馬師の功績はこの間に人々の記憶から薄れ、高貴郷公事件の詳細を知る人々の数も、時とともに確実に減つた。何より、咸寧二年初頭に武帝を襲つた生命の危機は、自らの為すべきことを自覚させる契機となつたものと思われる。

総じて見ると、武帝の目指した方向は、司馬師を帝統の本流から排除し、実態としては存在しないはずの「司馬懿―司馬昭―司馬炎」という継承の流れをつくることであつたと思われてならない。これは、二系統が並存する帝統を一つの系統に局限してゆこうとする方向であり、やや踏み込んだ言い方が許されるのであれば、祖父の司馬懿を帝統の基点とする王朝から、武帝自身を基点とする王朝への転換であつた、と考えることができる。

生前の司馬懿の立場からみれば、嫡子である司馬師の系統こそが自らの家系の本流であり、武帝の属する司馬昭の家系はあくまで傍流にすぎない。司馬懿は自らの死後、嫡男が急逝することなど知るべくもなかつた。それゆえに、子でない司馬師の家系の断絶をおそれ、司馬昭の子である司馬攸を司馬師の継嗣とすることまで定めて、将来に備えたのである^④。しかし、現実には司馬懿の予想とは異なる方向へと進んでいった。司馬師は急逝し、弟の司馬昭が政権を掌

握した結果、蜀討伐や晋王国樹立などの功績は、傍流に在るはずの司馬昭によって達成されたのである。かかる現実を知る武帝の側に立てば、「司馬炎—司馬昭—司馬懿」という系統こそ自らの遡るべき直系であり、帝統の本流に位置づけられるにふさわしい系統なのである。咸寧四年、武帝は祖父が生前に定めた帝統のあり方から漸く脱し、真に自らの王朝を樹立していたといえよう。武帝の所為の背後には、仇鹿鳴氏も指摘したとおり、後継問題、すなわち司馬師の継嗣である司馬攸の存在が見えかくれするが、この点については機会を改めて論ずることとしたい。

〔付記〕 校正中に岡部毅史氏「西晋皇太弟初探」(『東方学』二一九、二〇一五年)が公刊された。岡部論文は司馬師・司馬昭兄弟間の政權委譲に着目して西晋の帝統の特質を論じる点で筆者と見解を同じくし、司馬攸を武帝の「弟」という側面から捉えようとする点で本稿とは立脚点を異にするが、その指摘は示唆に富む。

註

- (1) 福原一九九五。
- (2) 『晋書』卷三武帝紀、同卷三八文六王齊王攸伝。
- (3) 仇鹿鳴二〇〇八a。
- (4) 拙稿二〇〇一において、筆者も仇氏と同様の結論に至った。
- (5) 晋初以景帝諱故、又採周官官名、置太宰以代太師之任。
- (6) 本稿においては、王朝は告代祭天を以て成立したとみなす。告代祭天については尾形一九七九の第六章。
- (7) のちの事例としては、北魏の孝荘帝が亡伯父の孝文帝を「伯考」と称した時、宗室のひとり臨淮王元暉がこれに反駁している。『魏書』卷一八臨淮王譚伝附暉伝。

- (8) 皇帝号については、西嶋一九七〇、栗原一九七二、淺野一九九二の第十章。
- (9) 祭王父曰皇祖考、王母曰皇祖妣、父曰皇考、母曰皇妣、夫曰皇辟、生曰父、曰母、曰妻、死曰考、曰妣、曰嬪。
- (10) 戸崎一九九一は「皇」について「上帝・祖先など不可視なる靈的な存在に対する表現」とする。
- (11) 「離」は八卦の一つで「火」「明」の象。「重離」は離の重卦（離下離上）をふまえた表現であろう。
- (12) 皇帝臣炎、敢用玄牡、明告于皇皇后帝。魏帝稽協皇運、紹天明命、以命炎曰（後略）。
- (13) 二月丁丑、郊祀宣皇帝以配天、宗祀文皇帝於明堂以配上帝。
- (14) 『後漢書』光武帝紀下中元元年条の注引『漢官儀』。発掘調査の結果、魏晋代の明堂は後漢代の明堂と同じ場所にあったことが判明している。中国社会科学院考古研究所二〇一〇の第二章。
- (15) 金子二〇〇一の第三章（初出一九八二年）。なお紙幅の都合により、参照頻度が多い金子氏の論稿は所収書の提示を中心とし、原論文は初出年を記すにとどめる。
- (16) 『南齊書』卷九礼志上に「有司又奏、明堂尋礼無明文、唯以『孝經』為正」とある。「元始故事」については、金子二〇〇一の第三章、渡辺二〇〇三の第三章および第五章。
- (17) 『宋書』卷一六礼志三には、「十一月庚寅冬至」を泰始二年とする記事と三年とする記事がある。ここでは金子氏の理解の通り、泰始三年を誤記、二年を正とする。金子二〇〇六年の第一章（初出一九七九年）。
- (18) 金子二〇〇六の第五章（初出一九九五年）。
- (19) 泰始二年正月詔曰「略」其便郊祀」。時羣臣又議「略」、帝悉從之。二月丁丑、郊祀宣皇帝以配天、宗祀文皇帝於明堂以配上帝。
- (20) 『漢書』卷二五郊祀志下に「以日冬至使有司奉祠南郊、高帝配而望羣陽」とある。金子二〇〇一の第三章（初出一九八二年）・第四章（初出一九九八年）。
- (21) 『宋書』卷一六礼志三「晋武帝太康三年正月、帝親郊祀。皇太子・皇弟・皇子悉侍祠、非前典也」に「親郊祀」とあるのも、

- 皇太子以下皇弟・皇子が「侍祠」したことを記すための特記であったと理解しうる。金子二〇〇六の第五章（初出一九九五年）。
- (22) 元帝渡江、太興二年始議立郊祀儀。……三〇二月辛卯、帝親郊祀、饗配之礼一依武帝始郊故事。
- (23) 武帝の二月郊祀については後述。東晋の場合は、洛陽回復の期待が一部臣下の中に依然として存在し、新郊壇設宮に踏み切れなかったためと推察される。中村一九九九。
- (24) 『太平御覽』卷五二七礼儀部郊丘所引の『晋起居注』に、元興三（四〇四）年二月の尚書左丞王訥（納）之の議が見える。その一部に「又案武皇受禪、用二月郊。元年中興、亦以二月」とあり、東晋末の王訥之も武帝が二月郊祀を行ったものと理解している。金子氏はこれについて、武帝の始郊は十一月、元帝の始郊も即位翌年三月であつて二月ではないとし、王訥之の發言を不正確とする（金子二〇〇六の第五章の注13）。しかし、中華書局『晋書』卷一九校勘記に記されるとおり太興二年三月に辛卯はない。元帝の初親郊は二月辛卯（二〇日）である。また「武皇受禪」とともに記されていることからみて、「元年中興」は「元帝（皇）中興」の誤写であろう。したがつて王訥之の理解に大過はないと思われる。
- (25) 金子二〇〇六の第四章。
- (26) 後漢は、光武帝の始郊が建武二年正月（日は不明）、獻帝が初平元年正月癸酉（安邑で舉行）という特殊事情があつたため表に含めなかつた。北朝は、漢民族と同様の礼制が定着したと言ひ切れないため除外した。金子二〇〇一の第二章（初出一九九五年）。
- (27) 『漢書』卷二五下郊祀志下。鷲尾二〇〇四。
- (28) 郊祀時を二十四節氣にあてはめ、それが適期にあたるかどうかを判断する意識は、『通典』卷四二礼二古礼一「郊天上」齊高帝条、梁武帝条などに見える。
- (29) 三〜五世紀の春分はユリウス暦の三月一八〜二二日である。Meus1983。
- (30) 辛巳の前日（元旦）に元会が催された場合、潔斎や夕牲の問題も生じる。郊祀前日の儀礼については、『宋書』卷一四礼志一「南郊」、渡辺二〇〇三の第五章、目黒二〇〇八。
- (31) Meus1983。

- (32) 武帝太始元年十二月、(中略) 有司奏、大晋初建、庶事未定、且如魏。詔郊祀大事、速議為定。
- (33) 泰始二年正月、詔曰、有司前奏郊祀權用魏禮。朕不慮改作之難、今便為永制。衆議紛互、遂不時定、不得以時供饗神祀、配以祖考、日夕歎企、貶食忘安、其便郊祀。
- (34) 『太平御覽』卷五二七禮儀部郊丘所引の『晋起居注』によれば、泰始元年一二月に博士祭酒の劉喜が、明堂祀において景帝・文帝の兼配を提案したがこれも却下された。
- (35) 魏帝による郊祀は、文帝黃初二年正月、明帝太和元年正月、明帝景初元年一二月のいずれかである。『三國志』卷二文帝紀、同卷三明帝紀、『南齊書』卷九礼志上。前代の儀礼踏襲については、『宋書』卷一六礼志三。
- (36) 現実問題と礼制の止揚については、藤川一九六〇、小林二〇〇九。
- (37) 時羣臣又議、五帝即天也、五氣時異、故殊其号。雖名有五、其実一神。明堂南郊、宜除五帝之坐、五郊改五精之号、皆同称昊天上帝、各設一坐而已、北郊又除先后配祀。帝悉從之。二月丁丑、郊祀宣皇帝以配天、宗祀文皇帝於明堂以配上帝。
- (38) 小島一九八九によれば、西晋において北郊の祭祀は重視されていなかった。
- (39) 加賀一九六四の第二章、藤川一九八五の第五章。
- (40) 加賀一九六四の第二章。ただし王肅は明堂の五帝を排除せよとは説いていない。したがって、武帝による改変を王肅説の採用と断言しうるか疑問が残る。渡邊二〇〇八の注³⁴⁾。
- (41) 郊祀・明堂祀の根本的思想については、妹尾一九九八、金子二〇〇一の第三章。なお西晋初期の郊祀については不明な点が多いため、ここでは『統漢書』祭祀志にみえる後漢代の祭壇がほぼ踏襲されたとの前提に立ち、目黒二〇〇八を参照した。
- (42) 明堂祀の意義については飯島一九九二。式次第については『統漢書』礼儀志上「夕牲」、『宋書』卷一四礼志一「南郊」、渡辺二〇〇三、南澤二〇〇七、目黒二〇〇八。
- (43) 南澤二〇一〇。
- (44) 『晋書』卷一九礼志上に「晋初以文帝配、後復以宣帝、尋復還以文帝配、其余無所变革」とあるとおり、明堂祀においては一

時宣帝(司馬懿)が配祀されたこともあったが、最終的には文帝(司馬昭)とすることで決着した。

- (45) 太康十年十月、乃更詔望。四望非地、則明上帝不得為天也。往者衆議除明堂五帝位、考之礼文正經不通。且詩序曰、文武之功、起於后稷。故推以配天焉宣帝以神武創業、既已配天、復以先帝配天、於義亦不安、其復明堂及南郊五帝位。

- (46) 武帝の病状については『宋書』卷三〇五行志一「木不曲直」条、『晋書』卷三武帝紀。死後を視野に入れた善後策については、安田一九九八。

- (47) 元会の中止と武帝の容体との関連性については、仇鹿鳴二〇〇八b。

- (48) 十二月丁亥、追尊宣帝廟曰高祖、景帝曰世宗、帝曰太祖。

- (49) 桑原一九六八の注(7)。

- (50) 前漢では文帝(太宗)、武帝(世宗)、宣帝(中宗)、元帝(高宗)の四帝、後漢では、明帝(顯宗)・章帝(肅宗)・和帝(穆宗)・安帝(恭宗)・順帝(敬宗)・桓帝(威宗)の六帝に「宗」の廟号が贈られた。

- (51) 『漢書』卷五景帝紀元年条顏師古注に「祖始也、始受命也、宗尊也、有德可尊」とある。

- (52) 藤川一九八五の第一章、伊藤一九八三、永井一九九八。

- (53) 有司奏、武皇帝撥乱反正、為魏太祖、樂用武始之舞。文皇帝応天受命、為魏高祖、樂用威熙之舞。帝制作興治、為魏烈祖、樂用章武之舞。三祖之廟、萬世不毀。其余四廟、親尽迭毀、如周后稷文・武廟祧之制。

- (54) こののち斉王芳は廢位され、高貴郷公は殺害され、元帝は禪讓したので、魏の太廟に新たな神主が入ることはなかった。

- (55) 『三國志』卷四三少帝紀。

- (56) 武帝の死後、惠帝は武帝に「世祖」の廟号を贈った。『晋書』卷四七傳玄伝附傳咸伝。

- (57) 仇鹿鳴二〇〇八b。

- (58) 安田一九九八。竹園二〇〇五にも同様の指摘がある。

- (59) この碑に関する先行研究については、福原一九九八。

- (60) 氣賀澤二〇〇二所収の郭玉堂『洛陽出土石刻時地記』(一九四一年)。
(61) 石質は馬子雲一九八六。文字は伏見一九七一、福原一九九八。余嘉錫一九三二はこの碑を「豊碑巨製」、羅振玉一九四一は「鴻篇巨製」と評す。
(62) 福原一九九八。なお、傅振倫一九九三は三九五名と数えている。
(63) 足立一九七一、福原一九九八も当時の政治状況から、碑の建立に武帝の意図が介在していたと指摘する。
(64) 至于大晋龍興、当魏氏多難、而天命未耄、豪傑虎争、三方分崩、寔賴宣皇帝櫛風沐雨、經營宇内。(中略) 惠懷黎元、而未遑治定之制、儒道不得並時而施。
(65) 至于文皇帝、方寇負固、猶未帥職、左提右挈、虔劉辺垂、乃振威域外、盪定梁益、西域既殄、遂眷東顧。文告江裔、為百姓請命。(中略) 戎夏既泰、九域無事、以儒術久替、古典未隆、乃興道教、以熙帝載。廓開太学、弘延群生、天下鱗萃、遠方慕訓、東越于海、西及流沙、並時集至、万有余人。
(66) 暨聖上踐祚、崇光前軌、闡五帝之絶業、邁三代之弘風、敦礼明化、以庠序為先。
(67) 福原一九九八は、後継問題との関わりを示唆する。
(68) 康将刑東市、太学生三千人請以為師、弗許。
(69) 余嘉錫一九三二。
(70) 足立一九七一。なお童岭二〇一三は、「龍興」という語に「帝業之起」と「聖人」の二義が含まれていると指摘する。司馬氏一族と儒教の緊密な関係については胡志佳二〇〇五。
(71) おなじく咸寧四年十一月、病床にあった羊祜(弘訓太后の同母弟)も卒している。『晋書』卷三武帝紀。
(72) 『三国志』卷四甘露五年条および注引書。
(73) 『三国志』卷四甘露五年五月条注引『漢晋春秋』、同卷三二陳羣伝付陳泰伝注引干寶『晋紀』。中村一九九四。
(74) 『晋書』卷三八文六王齐王攸伝。『儀礼』喪服礼は、大宗の断絶を防ぐため小宗の子を大宗の後継にすることができるが、小宗

の嫡長子は（小宗の祭祀を司る必要上）大宗の後継にはなれない、と規定する。司馬懿はこれを遵守したものと考えられる。なお、東晋の帝弟（琅邪王）による帝統補完体制については三田二〇〇六。

参考文献

〔日文〕

- 浅野裕一『黄老道の成立と展開』（創文社、一九九二年）。
- 足立豊解説『晋・皇帝三臨辟雍碑』（二玄社、一九七一年）。
- 飯島良子「五精感生説と後漢の祭祀―鄭玄注にみる―」（『史学雑誌』一〇二―一、一九九二年）。
- 伊藤徳男「前漢の宗廟制―七廟制の成立を中心に―」（『東北学院大学論集』歴史学地理学、一三号、一九八三年）。
- 尾形勇『中国古代の家と国家―皇帝支配下の秩序構造』（岩波書店、一九七九年）。
- 加賀栄治『中国古典解釈史 魏晋篇』（勁草書房、一九六四年）。
- 金子修一『古代中国と皇帝祭祀』（汲古書院、二〇〇一年）。
- 金子修一『中国古代皇帝祭祀の研究』（岩波書店、二〇〇六年）。
- 栗原朋信「秦と漢初の皇帝号について」（『東方学会創立25周年記念東方学論集』一九七二年、同氏『上代日本対外関係の研究』、吉川弘文館、一九七八年所収）。
- 桑原隲蔵「支那孝道殊に法律上よりみたる支那の孝道」（『桑原隲蔵全集』第三卷、岩波書店、一九六八年所収）。
- 氣賀澤保規編『復刻洛陽出土石刻時地記附解説・所載墓誌碑刻目録』（汲古書院、二〇〇二年）。
- 小池直子「賈充出鎮―西晋泰始年間の派閥抗争に関する一試論」（『集刊東洋学』八五、二〇〇一年）。
- 小島毅「郊祀制度の変遷」（『東洋文化研究所紀要』一〇八、一九八九年）。

- 小林聡「漢唐間の礼制と公的服飾制度に関する研究序説」(『埼玉大学紀要』教育学部、五八、二〇〇九年)。
妹尾達彦「帝国の宇宙論」(水林彪・金子修一・渡辺節夫編『王権のコスモロジー』弘文堂、一九九八年所収)。
竹園卓夫「西晋武帝の統治体制に関する一考察」(『東北大学東洋史論集』一〇、二〇〇五年)。
戸崎哲彦「古代中国の君主号と『尊号』」(『彦根論叢』二六九、一九九一年)。
永井弥人「前漢元帝期の『祖宗』論争に関する一試論」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』四四―一、一九九八年)。
中村圭爾「魏蜀正閏論の一側面」(安田二郎代表『中国における歴史認識と歴史意識の展開についての総合的研究』一九九四年所収。同氏『六朝政治社会史研究』汲古書院、二〇一三年所収)。
中村圭爾「南朝国家論」(『岩波講座世界歴史』第9巻、岩波書店、一九九九年所収。上記同氏書所収)。
西嶋定生「皇帝支配の成立」(岩波講座『世界歴史(旧版)』第四巻、岩波書店、一九七〇年所収)。
福原啓郎「西晋の武帝司馬炎」(白帝社、一九九五年)。
福原啓郎「晋辟雍碑に関する一試論」(『京都外国語大学研究論叢』五一、一九九八年。同氏『魏晋政治社会史研究』京都大学学術出版会、二〇一二年所収)。
伏見冲敬「晋・辟雍碑」(『書品』第二一四号、一九七一年)。
藤川正数「魏晋時代における喪服礼の研究」(敬文社、一九六〇年)。
藤川正数「漢代における礼学の研究 増訂版」(風間書房、一九八五年)。
三田辰彦「東晋の琅邪王と皇位継承」(『集刊東洋学』九六、二〇〇六年)。
南澤良彦「南朝宋時代における明堂創建と謝荘の明堂歌」(『中国哲学論集』三三、二〇〇七年)。
南澤良彦「南朝齊梁時代の明堂」(『九州大学大学院人文科学研究院哲学年報』六九、二〇一〇年)。
宮川尚志「六朝史研究 政治社会篇」(日本学術振興会、一九五六年)。

目黒杏子「後漢郊祀制と『元始故事』」(『九州大学東洋史論集』三六、二〇〇八年)。

安田二郎「西晋初期政治史試論―齊王攸問題と賈充の伐吳反対を中心に―」(『東北大学東洋史論集』六、一九九五年。同氏『六朝政治史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇三年所収)。

安田二郎「西晋武帝好色攷」(『東北大学東洋史論集』第七輯、一九九八年。上記同氏書所収)。

鷺尾祐子「前漢郊祀制度研究序説―成帝時郊祀改革以前について―」(『中国古代史論叢』所収、二〇〇四年)。

渡辺信一郎「中国古代の王権と天下秩序―日中比較史の視点から」(校倉書房、二〇〇三年)。

渡邊義浩「王肅の祭天思想」(『中国文化―研究と教育』六六、二〇〇八年。同氏『西晋「儒教国家」と貴族制』汲古書院、二〇一〇年所収)。

〔中文〕

傅振倫「洛陽考古隨筆」(洛陽市第二文物工作隊編『河洛文明論文集』中州古籍出版社、一九九三年所収)。

胡志佳「西晋建国前司馬氏的發展」(『逢甲人文社会科学報』一〇、二〇〇五年)。

仇鹿鳴 a 「魏晋嬗代史事探微」(『复旦學報』社会科学版二〇〇八―二。同氏『魏晋之際的政治權力与家族網絡』上海古籍出版社、二〇一二年所収)。

仇鹿鳴 b 「咸寧二年与晋武帝時代的政治転折」(『學術月刊』二〇〇八―一。上記同氏書所収)。

羅振玉『石交録』卷二(『貞松老人遺稿甲集』、一九四一年所収)。

馬子雲『碑帖鑑定淺説』(紫禁城出版社、一九八六年)。

童岭「晋初礼制与司馬氏帝室―《大晋龍興皇帝三臨辟雍碑》勝義蠡測」(『學術月刊』二〇一三―一〇)。

余嘉錫「晋辟雍碑考証」(『輔仁學誌』三一、一九三二年。同氏『余嘉錫論學雜著』上冊、中華書局、一九六三年

所収)。

中国社会科学院考古研究所編『漢魏洛陽故城南郊礼制建築遺址』(文物出版社、二〇一〇年)。

〔英文〕

Meus, J. (1983) , *Astronomical Tables of the Sun, Moon, and Planets*, Richmond, Willmann-Bell.